

高第 2630 号  
令和 3 年 9 月 28 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様  
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

令和 3 年 10 月 1 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 30 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動等については、令和 3 年 9 月 9 日付け教育長通知によりお示ししていますが、令和 3 年 9 月 30 日をもって緊急事態措置が解除となり、令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 24 日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

については、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き校内における感染防止対策を徹底しながら、令和 3 年 10 月 1 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、今後も、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、各家庭に対しても、感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

- ・ 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1 週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

##### ②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

### 【段階的な緩和の期間中の教育活動に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 現在、従来株からほぼ置き換わったと考えられる、感染力の強いとされる変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
  - ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
  - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。
  - ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
  - エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。
  - オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
  - カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
  - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
  - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
  - ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃ

み、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をすることは必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

カ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、慎重に行動すること。

- 県立高校で感染経路が判明した生徒のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 段階的な緩和の期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

ウ 今後の感染状況により、必要に応じて、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

## 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。

ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

## 4 感染に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

- 感染への不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係

を継続するためにも、オンラインを活用すること。

- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

#### 5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、今回の緊急事態措置の解除に伴う時差通学への移行等に当たっては、生徒の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、生徒の見守りをしっかりと行うこと。

#### 6 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

#### 7 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は再開するが、段階的な緩和の期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とすること。

## 変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年9月28日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株)、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍 (40-64 歳では1.66 倍) と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) や B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) から B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) に、全国的にほぼ置き換わったと考えられる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株 (カッパ株) がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。